

議案第51号

幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例

幕別町個人情報保護条例（平成11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。